

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組むことができます

# 人材開発支援助成金 (特別育成訓練コース)

有期契約労働者等に対する職業訓練を実施した場合に、  
受給の可能性があります！

**受給できる事業主** ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

- 有期契約労働者等(※)に対し以下①から③の訓練を実施すること
  - 一般職業訓練(OFF-JT)(育児休業中訓練、中長期的キャリア形成訓練を含む)
  - 有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOFF-JTとOJTを組み合わせた職業訓練)
  - 中小企業等担い手育成訓練(業界団体を活用したOFF-JTとOJTを組み合わせた職業訓練)
- 訓練時間内の対象労働者に賃金を支払うこと
- 次の①から③全ての書類を整備していること
  - 対象労働者に係る職業訓練等の実施状況を明らかにする書類
  - 職業訓練等に要する経費等の負担状況を明らかにする書類
  - 対象労働者に対する賃金の支払状況を明らかにする書類
- 実施するそれぞれの訓練区分に応じた職業訓練計画を作成し、管轄労働局長の認定を受けること  
※有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者  
(正社員待遇を受けていない無期雇用労働者を含む)

## 受給内容

職業訓練の種類に応じて1訓練コース支給対象者1人あたり下表に該当する額の合計が支給されます

訓練種類	助成対象	支給額
OFF-JT	賃金助成	1時間あたり475円<600円>(760円<960円>)(※1)
	経費助成	<ul style="list-style-type: none"><li>■一般職業訓練(育児休業中訓練を含む)、有期実習型訓練 ※中小企業等担い手育成訓練は対象外 20時間以上(※2)100時間未満:7万円(10万円) 100時間以上200時間未満:15万円(20万円) 200時間以上:20万円(30万円)</li><li>■中長期的キャリア形成訓練、または有期実習型訓練修了後に正規雇用労働者等に 転換された場合 20時間以上100時間未満:10万円(15万円) 100時間以上200時間未満:20万円(30万円) 200時間以上:30万円(50万円) ※実費が上記を下回る場合は実費を限度とします 育児休業中訓練は訓練経費助成のみが支給されます</li></ul>
OJT	実施助成	1時間あたり665円<840円>(760円<960円>)(※3)

※<>内は生産性の向上が認められる場合の額

※( )内は中小企業事業主に対する助成額

※1年度1事業所あたり1,000万円を上限

※1 1訓練コース1人1,200時間分を上限とします(中長期的キャリア形成訓練は1,600時間)

※2 育児休業中訓練の場合は「20時間以上」を「10時間以上」に読み替える

※3 1訓練コース1人 680時間分を上限とします(中小企業担い手育成訓練は1,020時間)

## 取り扱い機関

都道府県労働局

石川中央労務研究所